

合同会社 リレーション

身体拘束等の適正化のための指針

事業所理念

1 身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、重大な影響を与える可能性があり利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人の事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、利用者の安心安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、運営するものとしします。そのため身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束の廃止に向けた取り組みを行いながら日々の療育実施に努めます。

2 重要事項に定める内容

事業所では、利用者または他の利用者の生命、身体を保護するため、緊急でやむを得ない場合を除いて、身体拘束、その他行動を制限することはありません。

3 根拠となる法律

- ・児童虐待防止法
- ・障害者虐待防止法

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解したうえで身体拘束を行わない支援を提供することが原則。例外的に以下 3 つすべての要素を満たす状況にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

- 1) 切迫性：生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- 2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- 3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- 1 周囲の人に殴る・蹴る・嘔みつく等の他害をする利用者を従業員が動けないようにする
- 2 頭部を壁等にぶつける等自傷をする利用者を従業員が動けないようにする
- 3 利用者を落ち着かせるために、クールダウンとして、自ら出られない状況となる個室に閉じ込める
- 4 道路での急な飛び出し、飛び出さないように利用者の手を紐のようなもので縛り付ける

身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

法人で運営している「虐待防止委員会」内で身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を

図り、従業員と学びます。

- 1 定期的な研修の実施
- 2 新入社員に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- 3 その他必要な教育・研修の実施（内部外部）

身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行う場合、本人又または他の利用者の生命・身体を保護するための措置として以下の手順で行います。

- ① 緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、管理者に報告する。1.切迫性 2.非代替性 3 一時性の要件を満たしているかどうかについて評価と確認を行う。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束以外の手立てを講じることが出来るかどうか協議する。上記要件を満たし、身体拘束以外の対策が見つからない場合は、拘束により利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、そのうえで身体拘束を行う判断をした場合は「拘束方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。
- ② 利用者本人や家族への説明
身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人又は保護者の同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者に状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。
- ③ 記録
記録専用様式を用いて、その対応及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由等を記録し、共有。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。また、実施した身体拘束検討・実施等に係る記録は5年間の保存とする。
- ④ 拘束の解除
③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要が無くなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。なお、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し、必要性を確認する場合、再度数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本人や家族の了承のもと同意書の再手続無く対応させていただきます。

身体拘束適正委員会（虐待防止委員会）の設置

法人で運営している虐待防止委員会にて身体拘束適正委員会を運営します。

設置目的：法人内での身体拘束についての現状把握及び改善についての検討

：身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

：身体拘束を実施した場合の解除の検討

：身体拘束に関する従業員への指導

虐待防止委員会の構成

委員長

：就労継続支援（B型）事業所ライフアップ 管理者兼サービス管理責任者 伊藤 忠幸

副委員長

：放課後等デイサービスくろっく 管理者兼児童発達管理責任者 小和田 敏弘

委員

：各事業所より1名以上の処遇従業員（きずな・ライフアップ・アビイロード・くろっく）

その他身体拘束等の適正化推進のための必要は基本方針

身体拘束を行わないサービス提供を実施していくためには、サービス提供に関わる従業員全体で以下の点に十分に議論して共通認識を持つ必要がある。

他の利用者への影響を考慮して安易に身体拘束を実施していないか。

サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか（別な対策や手段はないか）

身体拘束等適正化のための指針閲覧について

この指針はいつでも閲覧できるように施設内に掲示しております。また、ホームページにも公表しつつ、どこでも閲覧できるようにします。

令和6年4月